



田中 俊一氏(たなか・しゅんいち)昭和20年福島市生まれ、東北大学工学部卒。前原子力委員会委員長代理。現在、復興興計画検討委員会委員、県および伊達市、飯館村の除染アドバイザーを務める

福島県の放射能汚染の現状

現在、福島県を最も大きく汚染しているのは、3月15日の朝に福島第一原発2号機の格納容器が水素爆発した時に放出された放射能だ。その時に放出された放射能は、主に揮発性の強い放射性物質でヨウ素、セシウム、希ガス。希ガスは風と共に通って行けど、当初はヨウ素が非常に多かったので半減期が8日という事で物理的に減ってき

放射能の除染と作業管理

元日本原子力学会長 田中俊一氏

ては、当然のことだが「早く帰りたい、戻りたい」ということ。同時に「本当に戻れるのだろうか」「被ばくが怖い。特に子供への影響が怖い」「戻っても働く場所がない」「もう、もうもの思いが不安」「戻すの思ひが不安」「戻すの思ひが不安」

私は除染をやらないと何も始まりませんと申し上げているが、除染だけではこれらの不安や問題がすべて解決できるわけではない。放射能測定システム、モニタリング、健康診断・健康相談システム、風評被害対策、仕事の創生などの施策を重層的にやっていく必要がある。

放射能除染について 放射能除染という意義があるか。とにかく、事故によって多くの産業が失われた。すぐに産業を再生させるとか、新しい産業を持つてくるのは簡単なことではない。この何年間は一つの雇用の機会として除染を活用し方がよい。

除染の動きとして2次、3次補正、来年度の概算要求で相当な額が積み上げられてきているが、実際には2次補正は内閣府、3次補正は環境省と分かれていて、さっぱり

有効に活用されていないのが実態。国は補助金を出して費用を出す方針だが、自治体による補助金申請はともよまない。要するに除染という作業は積み上げていくと分かるような状況にはないし、経験もない。

除染の実績 国は長期的に年間1、2億円で除染する方針だが、実際問題としてそこまで除染するのはほぼ不可能だと私は考えている。

伊達市の富成小学校・幼稚園では全体的な除染を行った。文部科学省は校庭だけを天返しして下がったと言っているが、実際にはグラウンドの手前に土手があり、校舎の中の線量にはまったく関係がない。コンクリート等はプラスチックによる剥離、土手は父兄による刈り払いやボランティアによる草(根)の抜き取り、中央階段は電気カンナによる剥離など、校舎の周り全部をいろいろな方法で

除染した結果、どこを測っても100μSv以下くらい、校舎内では0.2~0.4μSvくらいになる。かなり濃度高いところから、下の水利が、さらに最後に水で流して下に集めた。結果として、一番高い所は杉林のある後ろの方の9.6μSvから0.9μSvになったが、思ったほど下がらなかった。

除染に伴う廃棄物の処分 除染を行うと必ず廃棄物が出てくる。国の方針だけでなく、草や樹木、コナクリート、アスファルトのくず、汚泥も出てくるし、家畜の糞尿も大変な量になる。中間貯蔵施設は、これをまとめて集積・保管できるという場所にした方がいいと思える。普通こういう廃棄物は分別して収集するが、言うが、実際やっているのは無理。まとめてやるのが一番安全だし、コストもかからない。作業の面でも楽だ。

除染の作業管理と心得 いろいろな通達が環境省、厚生労働省で準備されているが、業として行う場合の作業管理について既存の法律で全部はカバーしている。現在起こっている状況は本当に例外的だし多種多様だ。そういう所で除染をしていくわけだから、もっと弾力的な運用が必要だ。

除染の基本は基礎自治体 地域の協力、理解が不可欠

除染の基本は基礎自治体。要するに、地域の人々の協力と理解がなければできない。公共施設だけでなく個人の私有財産に手を加えるわけだから、「こういう方法で除染をします」という話し合いができるのは、やはり顔の見えた基礎自治体の人だ。地元の人達と話をすることが一番安心だ。除染は非常に大事な価値のある仕事だと考えている。ただし除染というのは、決してできるものではない。根気よくやっていくことが大切。地域の自治体・住民と緊密に協力してやっていく必要がある。これからの私たちが、建設業の人たちにも、思いが、ぜひ協力していただきたい。

建設トツププランナー倶楽部幹事会

特別講演「放射能の環境汚染の低減を目指して」

放射性物質汚染対処特措法の概要

放射能汚染の低減を目指す。特別措置法の基本方針は、1月1日に本格的に実施される。政府の原子力災害対策本部は、福島県内の放射性物質汚染の低減を目的として、特別措置法の基本方針を策定し、1月1日に本格的に実施される。政府の原子力災害対策本部は、福島県内の放射性物質汚染の低減を目的として、特別措置法の基本方針を策定し、1月1日に本格的に実施される。



鷲坂 長美氏(さぎさか・おさみ)東京大学法学部卒、昭和53年自治省入省。岡山県企画部長、同総務部長、自治省政務次官、消防庁救急救助課長、環境省環境計画課長、同大臣官房総務課長などを歴任

放射性物質による環境汚染対処特措法

環境省水・大気環境局長 鷲坂 長美氏

福島に環境再生事務所設置

この法律では、原子力災害で環境中に放射性物質が拡散すること、想定されていない。放射能汚染が付着した廃棄物の処理でもさまざまな課題が出てきた。この特措法で解決していく。

国は原子力政策を推進してきた社会的責任を鑑み、必要となる措置を実施。地方公共団体は国の施策への協力を通じて適切な役割を果たす。原子力事業者である東京電力は、津波災害が発生したため国が直接処理する位置を実施することにも国、地方公共団体の施策に協力する責務を負う。

特別措置法の基本方針は、環境大臣が基本方針の案を策定、昨年11月11日に閣議決定、放射性物質を含む廃棄物をどうするかを示された。環境大臣が計画的避難区域、警戒区域を対策地に指定し、災害が起きても含めて域内廃棄物は国が直接廃棄物の処理を行う。廃棄物の処理は、廃棄物処理法で市町村行政になっているが、今回、広い地域で地震・津波災害が発生したため国が直接処理する位置を実施することにも国、地方公共団体の施策に協力する責務を負う。

特別措置法の基本方針は、環境大臣が基本方針の案を策定、昨年11月11日に閣議決定、放射性物質を含む廃棄物をどうするかを示された。環境大臣が計画的避難区域、警戒区域を対策地に指定し、災害が起きても含めて域内廃棄物は国が直接廃棄物の処理を行う。廃棄物の処理は、廃棄物処理法で市町村行政になっているが、今回、広い地域で地震・津波災害が発生したため国が直接処理する位置を実施することにも国、地方公共団体の施策に協力する責務を負う。

キムを別な法律で定め、ある地点があるため、汚染状況重点調査地域を国が指定して、県と市町村が調査を行い、除染実施計画を作成し、実際の除染を行う形。

除去土壌等の処理は、収集、運搬保管という流れ。法律の中では処分に至るまでには、やむを得ない場合、現場保管も想定している。除染等により発生する草木などの廃棄物は、重点調査地域内以外で処理。市町村行政で難しい場合は国が責任を持つて行うなど代行規定も設けている。

費用の負担は、汚染者負担原則に則り国が財政上の措置を講ずることを明らかにしているが、将来的には関係原子力事業者の負担の下に実施する形になる。

特措法は施行後3年で見直す。今回の特措法は将来的に環境行政の見直しにつながる流れ。

環境大臣が指定する除染特別地域のうち追加被ばく線量が特に高い地域は、26年3月末までに一回は土壌等の除染等措置を行い、発生する除染土壌等を仮置き場に逐次搬入する。追加被ばく線量が特に高い地域は、国がモデル事業を実施。

追加被ばく線量が比較的高い地域は、必要に応じて表土を削り取り、建物を洗浄、道路側溝等の清掃等を行うことが適当とした。追加被ばく線量が比較的低い地域では、周りに比べ高線量を示す箇所があることから、地域の実情を十分に配慮した対応を行う。

その他の重要事項として、三分の二の市町村または中間貯蔵施設への搬入ができるように工程を示している。

仮置き場の保管期間は3年というところで、住民の皆さんには負担を掛けることになるが、年々切ることの理解を求め、できるだけ早く中間貯蔵施設の場所の選定

土壌の減量化、放射性物質を分離して濃縮する技術は、世界的にも多くある。また、最終処分のためにはいろいろな技術開発も必要になると想定している。中間貯蔵、最終処分は30年以内で最終処分を行う考え方を示している。

今後の除染に向けた流れ

国の除染地区では、一部自衛隊による除染作業が含まれている。場所は警戒区域、計画的避難区域で今後の本格的な除染の拠点となる役場が中心。本格的な除染の前には道路等のインフラを除去しなければならず、1月から先行して開始する。市町村の除染計画へのも急いで進めている。

1月から福島市に環境再生事務所を設置。公務員は60人程度だが民間人と合わせて100人以上の規模とする。4月以降は人員を増強し200人以上の公務員、民間人を含め300人以上の体制で県内の数カ所に支所を設けて本格的に除染を進め、福島の再生に努めていく。